



令和元年度 第1回 子ども部会

日 時 令和元年5月21日（火）午前10時～
場 所 姐良市役所5号館2階 会議室

1 開会

2 部会長あいさつ

3 委員紹介

4 協議・報告事項

- (1) 子ども部会について
- (2) 令和元年度療育支援ガイドブック（案）について
- (3) あいか及びあいぴあの紹介
- (4) 今年度の予定について

5 その他

6 閉会

【資料】

- 1 部会員名簿
- 2 子ども部会について
- 3 子ども部会運営指針（案）
- 4 子ども部会構造図（案）
- 5 令和元年度療育支援ガイドブック（案）
- 6 あいか・あいぴあについて（リーフレット）

1 子ども部会について

姶良市地域自立支援協議会要綱（平成25年姶良市告示第408号）第7条に基づき設置される部会です。

平成26年2月に開催された姶良市自立支援協議会において、設置が承認され、今日に至っています。

本部会の所掌事務は、障害や発達に心配のある児童とその家族に対する支援に関することとなっています。

2 本年度の子ども部会について

本年度の子ども部会については、主に次の事項を協議予定です。

- (1) 第1期姶良市障がい児福祉計画に関する平成30年度の進捗状況の確認と検証
- (2) 第2期姶良市障がい児福祉計画の策定に向けた課題の抽出

3 第1期姶良市障がい児福祉計画のポイント

(1) 計画の基本理念

① 障がい児の健やかな育成のための発達支援と体制の構築

これは、障がい児とその保護者が、ライフステージごとに最善の支援を身近な場所で受けられるように、関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供するための体制構築を図るための理念です。

② 地域包括ケアシステムを利用した包容の推進

地域包括ケアシステムとは、「誰もが、住み慣れた地域の中で、安心して過ごせる体系」のことを言いますが、障がいのある児童が地域の保育や教育等の支援をきっかけに、地域社会への参加に通ずるような仕組みづくりを推進することとしています。

③ 発達支援の質の向上と地域格差の是正

障がい児の障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援の充実と、どこに住んでいても等しく支援を受けられるように地域格差の是正を図ることとしています。

(2) 国が示した指針に基づく整備目標

国が示した指針に基づき、次の5項目について整備目標を設定しています。

- ① 児童発達支援センターの設置
- ② 保育所等訪問支援体制の整備
- ③ 重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保
- ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- ⑤ 保育所等における障害児の受入れに係る必要な見込量

子ども部会に関する運営指針（案）

（趣旨）

第1条 姶良市地域自立支援協議会要綱（平成25年姶良市告示第408号。以下「告示」という。）第7条に基づき設置される子ども部会の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

（定義）

第2条 この指針における用語の意義は、条例の例による。

（会議等）

第3条 部会には、部会長を置き、部員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 3 部会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。
- 4 会議の開会と閉会は、議長が宣告する。
- 5 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（発言）

第4条 部会員は、議長の許可を得た後に発言するものとする。

（会議録）

第5条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議経過の要旨（以下「会議録」という。）を作成し、保存するものとし、様式は第1号のとおりとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した部会員等の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 会議結果の要旨
- (5) 会議経過の要旨
- (6) その他議長が必要と認めた事項

(その他)

第6条 その他、部会の運営に関し必要な事項が生じたときは、議長が会議に諮って定めることとする。

附 則

この運営指針は、令和元年 月 日から施行する。

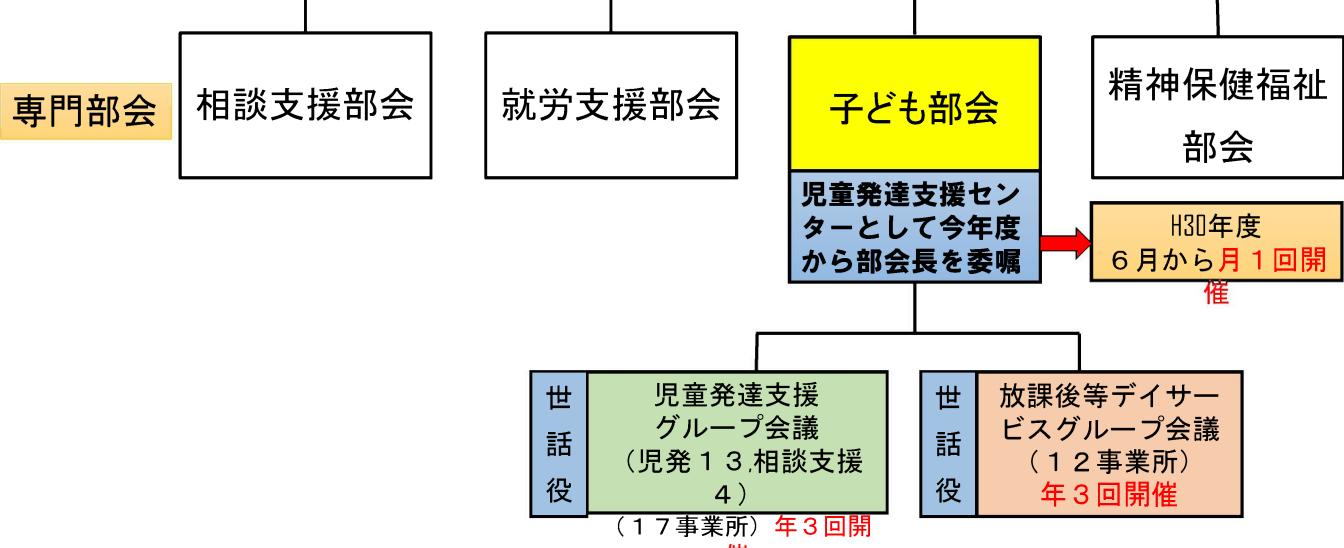
様式第1号

子ども部会 会議録

会議名	
日時	
会場	
出席者	
議題	
会議結果要旨	
会議経過要旨	

地域支援(連携・ネットワーク)についての取組

姶良市地域自立支援協議会



子ども部会の取組(ネットワーク構築)

- ① 「子ども部会」の位置付けの確認
 - ・ 自立支援協議会専門部
- ② 「子ども部会」の所掌業務の確認
 - ・ 障害や発達に心配のある児童や家族に対する支援等に関すること
- ③ 「子ども部会」での協議・検討課題の確認
 - ア 障がい児等を取り巻く支援者のスキルアップ
 - イ ケース会議、担当者会議の効率的な実施の手立て
 - ウ 相談支援の充実
 - エ 交流会、情報交換会の開催
 - オ 発達障がい、身体障がいへの理解の啓発
 - カ 『始すぐファイル』の充実、広報
 - キ 『療育支援ガイドブック』の充実、広報
 - ク 医療的ケア児の支援体制づくり など

【各委員・各機関における課題・状況等報告】

- 児童発達支援センター
- 生活支援センター
- 特別支援学校
- 特別支援学校保護者代表
- 南九州病院（地域医療連携室）
- 姶良市健康増進課母子保健係
- 姶良市子ども政策課児童福祉係
- 姶良市教育委員会学校教育課
- 姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部
(姶良保健所)
- 鹿児島県こども総合療育センター
(地域支援課)
- 姶良市長寿・障害福祉課（事務局）

姶良市の子どもの情報の共有化
研修会等の紹介(情報発信)

子ども部会の取組(研修・交流会の企画)

【平成30年度 第1回研修・交流会の企画・運営】

- 1 日 時 平成30年10月17日(水)15:00～17:00
- 2 参加者 療育関係、保育所等、学校等、保護者、医療関係、行政関係等 (57人)
- 3 テーマ 「診断名の付いていない子どもの指導・支援のあり方について」
- 4 内 容 事例発表(3事例)
 - ① 障害児相談支援事業所
 - ② 児童発達支援センター
 - ③ 小学校(特別支援学級・通常学級)
- 5 情報交換 グループディスカッション
 - 課題の共有、対応策検討

力才(顔)ミケーション→連携の広がり

【平成30年度 第2回研修・交流会の企画・運営】

- 1 日 時 平成31年2月7日(木)14:30～17:00
- 2 参加者 療育関係、保育所等、学校等、保護者、医療関係、行政関係等 (48人)
- 3 テーマ 「医療的ケアが必要なお子さんの支援に関する現状報告」
- 4 内 容 事例報告(5関係機関)
 - ① 始良・伊佐地域振興局(始良保健所)
 - ② 放課後等デイサービス
 - ③ 障害児相談支援事業所
 - ④ 南九州病院(地域医療連携室)
 - ⑤ 加治木養護学校

<講評・まとめ>鹿児島県こども総合療育センター
- 5 情報交換～療育から教育へつなぐ支援の輪～(小学校1年生へのチャレンジ)
療育・相談機関からの情報提供(保護者同意の下)

児童発達支援センターとしての役割(連携・ネットワークの中核として)

